

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年10月4日(2007.10.4)

【公表番号】特表2007-508110(P2007-508110A)

【公表日】平成19年4月5日(2007.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2007-013

【出願番号】特願2006-535518(P2006-535518)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/82 (2006.01)

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 29/00

A 6 1 M 25/00 4 1 0 N

A 6 1 M 25/00 4 1 0 H

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月16日(2007.8.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のステントセグメントを治療部位に移送するためのステント移送装置であつて、この装置は、

近位端と遠位端とを有するカテーテルシャフトと、

前記遠位端の近傍で前記カテーテルシャフトと結合された拡張可能部材と、

前記拡張可能部材上に装着された複数のステントセグメントと、

前記カテーテルシャフト、前記拡張可能部材、前記ステントセグメントの少なくとも一部を覆つて配置された軸線方向に移動可能な少なくとも第1のシースと、

前記カテーテルシャフト、前記拡張可能部材、前記ステントセグメントの一部を覆つて配置された軸線方向に移動可能な少なくとも第2のシースとを有し、

前記第1のシースは、前記拡張可能部材とその上のステントセグメントの第1の部分の拡張を拘束すると共に、前記拡張可能部材とその上のステントセグメントの第2の部分を拡張させることができ、且つ前記第1のシースは、前記第2のシースに対して前記カテーテルシャフトに沿つて近位方向に配置され、前記第1と第2のシースが、前記シース間の少なくとも1つのステントセグメントを拡張させて展開させることができるようになっていることを特徴とする装置。

【請求項2】

前記複数のステントセグメントの各々は、隣接するステントセグメントから間隔をおいて配置されて、各ステントセグメントは、隣接するステントセグメントに干渉することなく前記拡張可能部材によって拡げることができるようになっていることを特徴とする請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記第2のシースは、少なくとも1つのステントセグメントを展開させることができるよう遠位側に移動可能であり、少なくとも1つのステントセグメントが展開された前記拡張可能部材の一部分を拘束するように近位方向に移動可能であることを特徴とする請求項1に記載の装置。

**【請求項4】**

前記カテーテルシャフト内にスライド可能に配置された内側シャフトを更に備え、前記拡張可能部材は、少なくとも1つのステントセグメントが展開された前記拡張可能部材の一部分を前記カテーテルシャフトに対して引込むために前記内側シャフトに結合された遠位端を有することを特徴とする請求項1に記載の装置。

**【請求項5】**

複数のステントセグメントは、前記拡張可能部材上の固定位置に装着されていることを特徴とする請求項1に記載の装置。

**【請求項6】**

介入カテーテル装置であって、  
近位端と遠位端とを有するカテーテルシャフトと、  
前記遠位端の近傍で前記カテーテルシャフトに結合された拡張可能部材と、  
前記拡張可能部材に対して軸線方向に移動可能であり、且つ少なくともその遠位部分を覆って位置決め可能な遠位シースと、  
前記拡張可能部材及び前記遠位シースに対して軸線方向に移動可能であり、且つ前記拡張可能部材の少なくとも近位部分を覆って位置決め可能な近位シースと、  
を有し、

前記遠位シースと近位シースは、前記拡張可能部材の選択部分を露出させてこれを拡張せると共に、前記拡張可能部材の別の部分を覆ってその拡張を拘束するように軸線方向に位置決め可能であることを特徴とする装置。

**【請求項7】**

前記拡張可能部材上に装着された複数のステントを更に有することを特徴とする請求項6に記載の装置。

**【請求項8】**

前記遠位シースは、少なくとも1つのステントを展開可能にするよう遠位側に移動可能であり、且つ少なくとも1つのステントが展開された前記拡張可能部材の一部分を拘束するよう近位方向に移動可能であることを特徴とする請求項7に記載の装置。

**【請求項9】**

少なくとも第1の前記ステントが、少なくとも第2の前記ステントと異なる特徴を有し、前記第1と第2のステントが前記拡張可能部材に沿って異なる部位に装着され、前記特徴は、直径、長さ、形状、幾何寸法、堅さ、ステント材料、コーティング材料から成る群から選択されることを特徴とする請求項7に記載の装置。

**【請求項10】**

前記拡張可能部材は、その長さに沿って先細であり、前記遠位シースと近位シースが、第1の平均断面直径を有する前記拡張可能部材の少なくとも第1の部分を露出せると共に、第2の平均断面直径を有する前記拡張可能部材の少なくとも第2の部分を覆うように位置決め可能であることを特徴とする請求項6に記載の装置。

**【請求項11】**

前記複数のステントの各々は、複数のステントセグメントを有することを特徴とする請求項10に記載の装置。

**【請求項12】**

各ステントの長さは、ステントセグメントの数を選択することにより選択することができるることを特徴とする請求項11に記載の装置。

**【請求項13】**

前記拡張可能部材は、第1の平均断面直径を有する第1の先細部分と、第2の平均断面直径を有する第2の先細部分とを有し、前記遠位シースと近位シースが、前記第1の部分を露出せると共に前記第2の部分を覆うように位置決め可能であることを特徴とする請求項6に記載の装置。

**【請求項14】**

複数のステントセグメントを治療部位に移送するためのステント移送装置であって、こ

の移送装置は、

近位端と遠位端とを有するカテーテルシャフトと、

前記カテーテルシャフト上に配置された複数の自己拡張ステントセグメントと、

前記ステントセグメントに対して軸線方向に移動可能であり、且つ少なくとも1つの遠位シースセグメントを覆って位置決め可能な遠位シースと、

前記ステントセグメントと前記遠位シースに対して軸線方向に移動可能であり、且つ少なくとも1つの近位セグメントを覆って位置決め可能な近位シースと、  
を有し、

前記遠位シースと近位シースは、1つ又はそれ以上の選択ステントセグメントを露出させてこれを拡張可能であると共に、1つ又はそれ以上の他のステントセグメントを覆ってその拡張を拘束するように軸線方向に位置決め可能であることを特徴とする装置。